

－ 教材開発センターFD －

※ 本講習会は教育企画委員会が主催し、教材開発センターが実施するもので、全学FD活動の一環として行われるものです。

電子教材著作権講習会 資料

講師 岡田 義広

九州大学附属図書館付設教材開発センター・教授

サイバーセキュリティセンター・教授（兼任）

情報基盤研究開発センター・教授（兼任）

未来デザイン学センター・教授（兼任）

大学院システム情報科学府・情報学専攻（担当教員）

本資料の内容について

※ 本内容は、サイバーセキュリティ基礎論の「著作権」に関する講義資料からの抜粋です。

※文化庁の著作権に関する教材を参考にしています。
(http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/pdf/h28_text.pdf)

※吉田素文先生の「電子教材著作権講習会」資料の一部を引用しています。(本資料P25-28,32,36-44)
(http://www.icer.kyushu-u.ac.jp/sites/default/files/copyright_seminar_ppt_20150928_4.pdf)

電子教材著作権

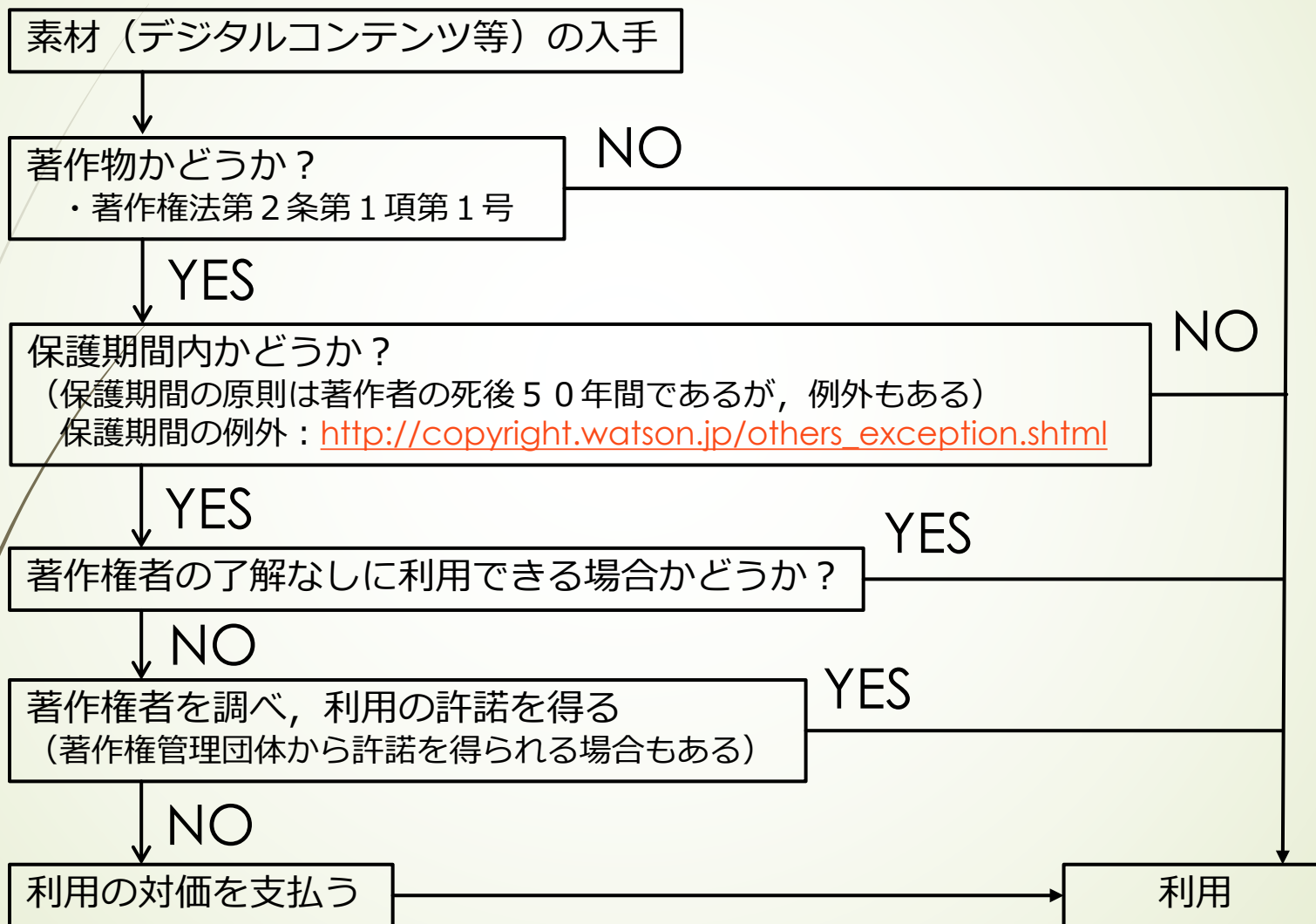
オンラインコンテンツ等著作物の複製等利用に関する留意事項

- ➡ 「電子教材著作権」講習会の背景
- ➡ 著作物の利用手順
- ➡ 著作物、著作者、著作権、著作権者
- ➡ 著作物の許諾なし利用の例
- ➡ (著作権法と関連する法律)

「電子教材著作権」講習会の背景

- レポート・論文作成、教材開発等での既存資料（著作物）の利用、参照における決まり事
=> 著作権法に従う
- World Wide Web等インターネットの普及
- インターネット（サイバー空間）上に無数のデジタルコンテンツ（電子化資料）の存在
- デジタルコンテンツは複製が容易
- サイバー空間におけるデジタルコンテンツの利用、参照、公開における注意が必要

著作物の利用手順



著作物、著作者、著作権、著作権者

- 著作物 = 「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」と定義されている

(第2条第1項第1号)

小説
脚本
論文

楽曲
歌詞

写真

設計図
地図

詞
短歌
俳句

コンピュータ
プログラム

データベース

絵画
彫刻
版画

子どもの作品も著作物

ビデオ
ゲーム

新聞・雑誌

映画

概念が拡大



著作物でないもの

- ➡ **「思想又は感情」を**の条件によって、「単なるデータ」は著作物から除かれる
- ➡ **「創作的」に**の条件によって、他人の作品の「模倣品」や内容が「ありふれたもの」は除かれる
- ➡ **「表現したもの」であって、**の条件によって、「アイディア」は除かれる。ただし、「アイディア」を説明した文章は著作物に含まれる
- ➡ **「文芸、学術、美術又は音楽の範囲」に属するもの**の条件によって、「工業製品」などは著作物から除かれる

参考リンク

<http://chosakuken.bunka.go.jp/naruhodo/outline/4.1.html>

著作物でないもの

- ➡ **「思想又は感情」を**の条件によって、「単なるデータ」は著作物から除かれる
- ➡ 例)
 - ➡ 気象データ
 - ➡ 気象庁ホームページ利用規約
 - ➡ <http://www.jma.go.jp/jma/kishou/info/coment.html>
 - ➡ 地理データ
 - ➡ 国土地理院コンテンツ利用規約
 - ➡ <http://www.gsi.go.jp/kikakuchousei/kikakuchousei40182.html>
 - ➡ 卒業者名簿（許可なく公開等すると個人情報保護法違反）

著作物でないもの

- ➡ **「創作的」**にの条件によって、他人の作品の「模倣品」や内容が「ありふれたもの」は除かれる
- ➡ 誰が表現しても同じになる物は、創作性がないと考えられる。
- ➡ 例)
 - ➡ テレビアニメや漫画のキャラクターを模写した絵 ⇒ **模倣品**
 - ➡ 絵画を正面から撮影した写真 ⇒ **創作性がない**
(許可なく公開するとキャラクターや絵画の著作権侵害)

著作物でないもの

- ➡ **「表現したもの」であって**、の条件によって、「アイディア」は除かれる。ただし、「アイディア」を説明した文章等は著作物に含まれる
- ➡ 同じアイディアでも表現の仕方に創作性があれば著作物となる
- ➡ 例)
 - ➡ 実際のマジックのトリック（アイディア）を刑事ドラマの犯罪で利用した => **ドラマは著作物**

著作物でないもの

- 「文芸、学術、美術又は音楽の範囲」に属するものの条件によって、「工業製品」などは著作物から除かれる
- 工業製品には意匠（形と色彩、大量生産・移動可能）登録がある。
- 例)
 - ハサミやボールペンのデザイン＝> 意匠

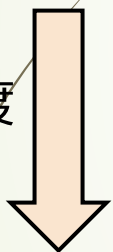
著作物、著作者、著作権、著作権者

著作者 = 著作物を創作した者

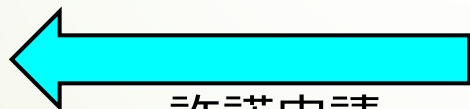


著作物の創作と同時に権利（著作者人格権、著作権（財産権））が生じる[無方式主義]

権利譲渡



著作権（財産権）は譲渡可能



許諾申請



出版社

著作権者 = 著作権を有する者

著作物、著作者、著作權、著作權者



著作者

著作者人格權

公表權

氏名表示權

同一性保持權



著作權者

著作權（財產權）

複製權

上演權・演奏權

上映權

公眾送信權・送

信可能化權

口述權

展示權

讓渡權

貸與權

頒布權

翻譯權・翻案權

二次的著作物利

用權

著作者人格権と著作権（財産権）の違い

著作者人格権

1) 権利の主旨

著作者の人格的利益を保護する権利

2) 権利の移転

著作者以外には移転しない
(一身専属)

3) 保護期間

著作者が死亡すれば消滅
(しかし、死後においても尊重しなければならない)

著作権（財産権）

1) 権利の主旨

著作者の経済的利益を保護する権利

2) 権利の移転

一般の財産と同様に他人に譲渡等が可能

3) 保護期間

原則、著作者の死後50年間存続する（例外規定あり）

著作者人格権の内容

➡ 公表権

「公表する・しない」を決めることができる権利

➡ 氏名表示権

「氏名を表示する・しない」を決めることができる権利
（「本名（実名）」か「ペンネーム等（変名）」かの選択を含む）

➡ 同一性保持権

著作物を、自分の意に反して改変されない権利

著作権（財産権）の内容

- ① 複製物（コピー）を作る権利
- ② 複製物（コピー）を流通させる権利
- ③ 複製物（コピー）を使わず伝達する権利
- ④ 加工（翻訳、編曲、変形、翻案）する権利

注）上記の〇〇する権利の主旨は、権利者が「無断で〇〇されない権利」という意味 ⇒ 他人が「無断で〇〇する行為」を禁止できる権利

著作権（財産権）の内容

① 複製物（コピー）を作る権利

- ・複製権（すべての著作物）

注）「複製」は、通常の「コピー」以外に、「録音・録画」、「写真撮影」、「手写し」、「パソコンのハードディスクへのインストール」などが含まれる

② 複製物（コピー）を流通させる権利

- ・譲渡権（「映画の著作物」以外）
- ・貸与権（「映画の著作物」以外）
- ・頒布権（「映画の著作物」のみ）

注）「頒布」＝「譲渡」＋「貸与」

著作権（財産権）の内容

③ 複製物（コピー）を使わず伝達する権利

- ・ 上演権（「言語の著作物」「舞踊・無言劇の著作物」）
- ・ 演奏権（「音楽の著作物」）
- ・ 上映権（すべての著作物）
- ・ 公衆送信権・公の伝達権（すべての著作物）

注）「公衆送信」=>「放送」、「有線放送」、「インターネット送信」及び「公衆からの求めに応じて行うFAX送信」等

- ・ 口述権（「言語の著作物」）
- ・ 展示権（「美術の著作物」及び未発行の「写真の著作物」の原作品）

著作権（財産権）の内容

④ 加工（翻訳、編曲、変形、翻案）する権利

- ・ 二次的著作物の創作権（すべての著作物）
- ・ 二次的著作物の利用権（上に同じ）



著作権の保護期間とは？

知的財産権

➡ 著作権

➡ 著作者の権利

著作物を保護(創作の時から著作者の死後50年)

➡ 著作隣接権

実演等を保護(実演等を行った時から50年)

➡ 産業財産権

➡ 特許権

➡ 実用新案権

➡ など

➡ その他

著作権者の了解なしに利用できる場合

- ➡ 「私的使用」のためのコピー（第30条）
- ➡ 「引用」のためのコピー（第32条）
- ➡ 「教育機関」でのコピー（第35条第1項）
- ➡ 「教育機関」での送信（第35条第2項）
- ➡ 「試験問題」としてのコピーや送信（第36条）
- ➡ 「非営利・無料」の上演等（第38条第1項）
- ➡ 著作権者が「無断利用を了解」している場合

著作権者の了解なしに利用できる場合（１）

■ 「私的使用」のためのコピー（第30条）

- 個人的に又は家庭内などの限られた範囲内で，仕事以外の目的で，使用する本人がコピーする場合の例外既定（仕事に関連する場合には，以降の例外規定が適用されることもある）
- （具体例）
 - テレビで放送された番組を**自分で楽しむために**ダビングする場合
 - インターネットで見つけた図・写真等を**自分で楽しむために**パソコンに保存する場合

著作権者の了解なしに利用できる場合（２）

➡ 「引用」のためのコピー（第３２条）

- ➡ 発表用資料やレポートの中で他人の作品を「引用」して利用する場合の例外規定
- ➡ （具体例）
 - ➡ 学校の先生が、授業成果に関する発表資料の中で、指導している子供達の読書感想文等の**一部**を「引用」して使う場合
 - ➡ 子供達が、歴史についての調べ学習の発表資料の中で、博物館のホームページ等から入手した歴史資料の**一部**を「引用」して使う場合
 - ➡ 美術部の生徒が、美術についての発表資料の中で、**何点**かの美術作品を「引用」して使う場合

「引用」としての利用条件（まとめ）

- ➡ 公正な慣行に合った引用であること
(自分の著作物と他人の著作物との間に妥当な主従関係がある)
(引用部分が**明確に区別**されている)
- ➡ 目的上正当な範囲内の引用であること
(引用の**必然性**がある)
- ➡ 公表された著作物からの引用であること

※上記を満たす場合でも、原則として**出所を明示**

第32条（引用）による例外規定の問題点

- ➡ 「一定の要件を満たせば許諾を得ずに使用できる」とされるが、その「要件」が曖昧
- ➡ 出版社等著作権者団体のガイドラインが示す要件に適合していても完全ではない（後述）
- ➡ 「引用」の要件が、**「わかりやすさ、記憶に残りやすさ」**と相反する場合がある

出版社等著作権者団体が公開している ガイドラインの問題点

STM「Permissions Guidelines」

～出版社等の間での申し合わせであるが・・・

- 雑誌の1つの記事や書籍の章から、図表は3つまで、1冊の書籍から5つまで許可なしに利用可

日本医書出版協会「引用と転載について」

- 出所（出典）の明示について

＜雑誌の場合＞ 著者名，題名，雑誌名，巻，号，頁，発行年．

- 原則として、原形を保持して掲載すること

翻訳、翻案（改変）について

- 引用部分の「翻訳」
 - 著作権法第43条で利用可とされている

- 引用部分の「翻案」
 - 第43条で利用可とされていない。
 - 著作者がその意に反して著作物の改変を受けない権利である同一性保持権（著作者人格権）への配慮
 - わかり易く記憶に残るようなものへの改変が許されない？

出版社等の著作権団体のガイドラインに照らすと...

□ 九大の90分講義教材

	1 講義あたりの数	平均±標準偏差
スライド	27～173枚	87.5±34.9
他人の著作物	0～73件	22.8±16.2

□ 6大学の25教材：スライド**2018**枚

- ➡ 他人の著作物を含む：**820枚(41%)**
- ➡ 「出所の記載方法が不十分」**658枚(上記の80%)**
- ➡ 引用を適用しようとしても...
 - ➡ 「1論文から3つまでに抵触」1/4～1/3
 - ➡ 診療ガイドライン等の画像を大量に利用
 - ➡ 「出所に論文題名なし」や「改変」が多い

著作権者の了解なしに利用できる場合（３）

- 「教育機関」でのコピー（第35条第1項）
 - 先生又は子どもたちが，教育の教材として使うために他人の作品をコピーして配布する場合の例外既定
 - （具体例）
 - **先生**が，**授業**で使用するために，**図鑑の一部**をコピーして**生徒**に配布する場合
 - **生徒**が，「調べ学習」の**授業**で使用するために，**新聞記事**をコピーして，他の**生徒**たちに配布する場合

著作権者の了解なしに利用できる場合（３）

➡ 「教育機関」でのコピー（まとめ）

- ➡ 学校その他の教育機関における複製
- ➡ 授業の過程において使用するための複製
- ➡ 担任又は授業を受ける者による複製
- ➡ 必要と認められる範囲の複製
- ➡ 公表された著作物の複製
- ➡ これらの要件を満たした上で、著作権者の利益を不当に害しない複製

著作権者の了解なしに利用できる場合（４）

➡ 「教育機関での送信」（第 35 条第 2 項）

➡ 「主会場」で行われている授業（教材として他人の作品を使用したもの）を遠隔地にある「副会場」へ同時中継する場合の例外
既定

➡ （具体例）

➡ **主会場**において、**先生**がプロジェクターで**教材を提示**する場合に、「地図」「図表」などの著作物のデータを**副会場**に向けて**送信提示**する場合

第35条（学校その他の教育機関における複製等）による例外規定の問題点

- 一般的なeラーニング、つまり録画された講義のオンデマンド配信や資料のダウンロードによる学習者への教材提供には、適用されないことが明記されている。
- 現状では、IDとパスワードにより、アクセス制限が設定されている場合も適用されないと解釈されている。

著作権者の了解なしに利用できる場合（５）

- ➡ **「試験問題」としてのコピーや送信（第36条）**
 - ➡ 試験又は検定のために，他人の作品を使った入学試験問題をコピーし配布する場合及び当該試験問題をインターネットなどで送信する場合の例外既定
 - ➡ （具体例）
 - ➡ 小説や社説などを用いた試験問題を出題する場合
 - ➡ 小説や社説などを用いた試験問題をインターネットなどによって送信して出題する場合

著作権者の了解なしに利用できる場合（6）

- 「非営利・無料」の上演等（第38条第1項）
 - 学芸会，文化祭，部活動などで他人の作品を上演・演奏・口述（朗読等）・上映する場合の例外既定
 - （具体例）
 - 体育祭の組体操で，楽曲を鳴らす
 - 文化祭などにおける，ブラスバンド部の演奏や演劇部の演劇

著作権者の了解なしに利用できる場合（7）

- 著作権者が「無断利用を了解」している場合
- （具体例）
- 利用者ライセンス



表示



非営利



改変禁止



継承

- クリエーティブ・コモンズ・ライセンス

(<http://creativecommons.jp/licenses/>)

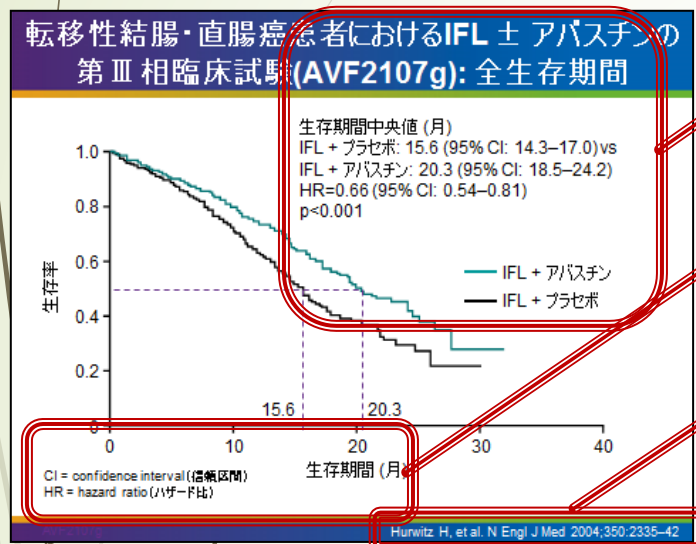
- 自由利用マーク

(<http://www.bunka.go.jp/jiyuriyo>)



他人の著作物を含む教材を利用可能とするための著作権処理：使用許諾申請と回答の事例

処理前

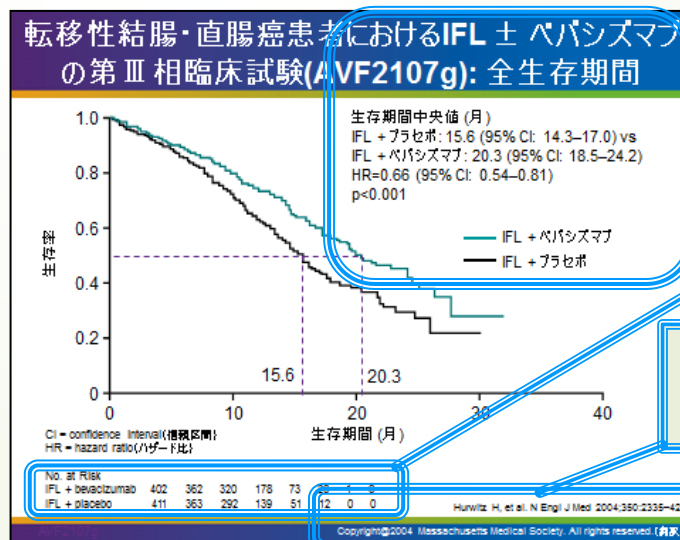


商品名への
置き換え

グラフデータ
の一部削除

出典情報
不足

処理後



一般名に
戻す

原本に戻す
(表追加)

クレジットライン
+ (翻訳)

出版社の指示

他人の著作物を含むオンライン教材等の作り方 (まとめ)

37

- ➡ 「引用」の要件に沿ってスライドを作成
 - ➡ 出所の明記
 - ➡ ガイドライン参照
- ➡ 翻訳
 - ➡ 「引用」の要件を満たしていれば適法
- ➡ 翻案（改変）
 - ➡ 原著者の同一性保持権に配慮の上行う
- ➡ 「引用」に該当しない場合は使用許諾を申請
 - ➡ 翻訳、翻案は「変更前の転載に承諾を得た上で、変更後の申請・承諾が必要」と言われる可能性あり

包括的な対策（教育機関～行政）

- ➡ 専門的な知識や技能を有する人材を養成
- ➡ 教職員の啓蒙(FD, SD)
- ➡ 著作権処理の方針について多施設が協議
- ➡ 公的なガイドラインを作成（教材作成者側）
- ➡ 法改正を働きかける（文化庁著作権課）
- ➡ 法的な争いを起こし判例を作る(!?)

- ➡ 2008年、Oxford University Press、Cambridge University Press、SAGE Publicationsの3出版社が、米国出版社協会（Association of America Publishers :AAP）の支援を受けて、米ジョージア州立大学（Georgia State University）が学生向けにデジタル授業教材を提供している電子リザーブ（E-Reserves）が著作権を侵害しているとして提訴
- ➡ 2012年8月10日、ジョージア州北部地区連邦地方裁判所の Orinda Evans判事が、原告による差し止め請求を棄却（つまり原告敗訴）
- ➡ 2012年9月10日、原告の3社が、連邦地裁による5月11日の判決を不服として上訴
- ➡ 2013年4月25日、Library Copyright Alliance（LCA）が、ジョージア州立大学を支持する法廷助言書を提出

- 2014年10月17日、米国連邦第11巡回区控訴裁判所において、大学が著作権で保護された資料を費用負担なしに利用することは不当であるとして、地方裁判所の判決を差し戻した
- 2014年11月6日、北米研究図書館協会（ARL）が、米ジョージア州立大学図書館の電子リザーブ訴訟に関して、フェアユースの考え方をまとめた“Fair Use Decision Making Post-Georgia State”を公開
- 2016年3月31日、米国連邦地方裁判所（ジョージア州・北部地区）が、2008年から続いているジョージア州立大学の電子リザーブ（E-Reserves）に関する訴訟について、判決理由を示しました。
 - 米国連邦第11巡回区控訴裁判所で、差し戻しの判決がでたため、原告（オックスフォード大学出版局、ケンブリッジ大学出版局、Sage社）から訴えのあった48件の著作権侵害について再度調査を行い、41件はフェアユースが認められ、7件のみ原告の訴えの法的権利が認められるとしています。

※ 日本とアメリカでは法体系が違うので、アメリカでこのような判決があるからといって日本でも同じだということはないことに留意が必要である。

学習資源利用環境の改善を目指した取組

- がんプロ全国e-learningクラウド
 - 会員限定ウェブサイトで講義動画を公開
 - 参加施設間で協議した教材作成者間のガイドラインを策定
- 大学学習資源コンソーシアム（Consortium for Learning Resources : CLR）
 - 著作権者との包括契約等、より自由度の高い利用環境の構築を目指す。
 - 「大学学習資源における著作物の活用と著作権」

http://www.icer.kyushu-u.ac.jp/sites/default/files/CLR_guideline_20160412.pdf

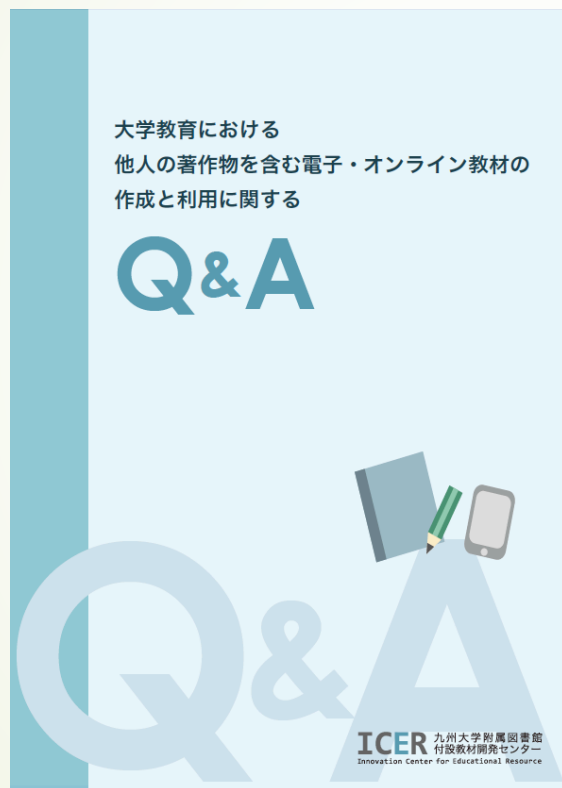
「論文や教科書の複製物」以外に取り扱いに留意すべき画像

以下の画像については、修正、削除または公開範囲の制限等の取り扱いを要する。

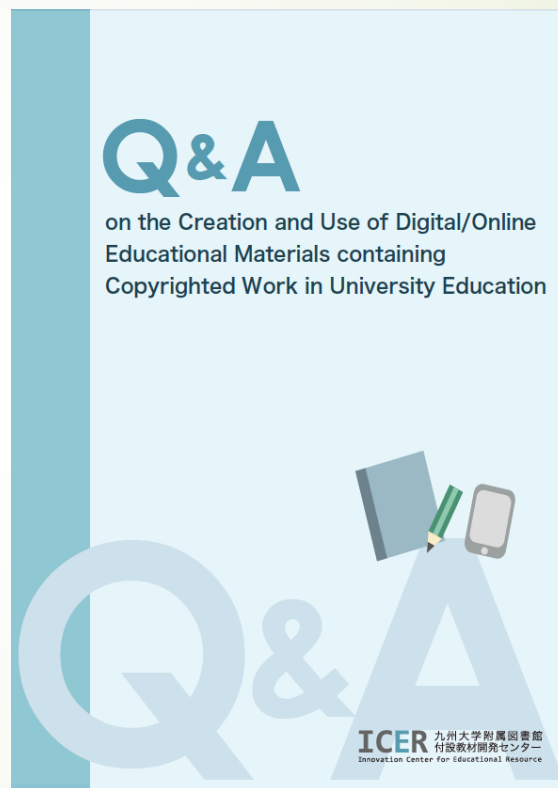
1. 個人情報（例：患者の画像診断、顔写真）
2. 教育・研究施設等の風景・人物
3. プロスポーツ選手、アニメキャラクター等
4. 一定の職種以外には公開できない製品等

「大学教育における他人の著作物を含む電子・オンライン教材の作成と利用に関するQ&A 第3版」

http://www.icer.kyushu-u.ac.jp/copyright_info



日本語版



英語版

「大学教育における他人の著作物を含む電子・オンライン教材の作成と利用に関するQ&A 第3版」

- ① 他人の作った図や画像を教材に利用してもいいですか？
- ② 著作物とは何ですか？
- ③ 海外の著作物を日本で教材として利用する場合や日本の著作物を海外で教材として利用する場合はどう考えればよいですか？
- ④ 大学などの教育機関での利用でも事前の許諾が必要ですか？
- ⑤ 購入したDVDやウェブ上の動画を授業で利用できますか？
- ⑥ 著作権者から許諾を得るとは、具体的にどうすればよいのですか？
- ⑦ 英文学術雑誌に掲載された図表等を教材として使う場合、許諾はどのようにして取得できますか？
- ⑧ 他人の著作物を含む教材をウェブサイトで配布するには？
- ⑨ 他人の著作物の図や表に手を加えて利用してもいいですか？
- ⑩ 出所はどのように明示したらいいですか？
- ⑪ 著作物を翻訳して教材として利用してもいいですか？
- ⑫ 録画した講義を公開するための著作権処理はどうしたらいいですか？

参考

- 著作権者と利用者間の契約の事例
- <http://journals.plos.org/plosone/s/content-license>
- TPP, 著作権問題は「非親告罪化」「死後70年」で決着か
- <http://www.itmedia.co.jp/news/articles/1507/28/news071.html>
- 文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会（第4回）
- http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/hoki/h27_04/
- 著作物等の利用円滑化のためのニーズの募集について（文化庁著作権課）
- <http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/needs/>

著作権に関するリンク

- CRIC（公益社団法人著作権情報センター）

- <http://www.cric.or.jp/qa/hajime/hajime1.html>

- Webで著作権法講義

- [Webhttp://copyright.watson.jp](http://copyright.watson.jp)

- 著作権判例データベース

- <http://tyosaku.hanrei.jp/>

- 医療画像の著作権

- <http://www.esite-hc.com/cn04/copyright..html>

おわりに

■ ご清聴ありがとうございました